

業務委託契約約款等の改正内容の追加

・帳簿及び書類に関する事実確認にかかる条文の追加

* 新規契約から適用

約款上、委託業務の実施に要する経費について帳簿を作成の上、その支出内容について証明・説明する書類を整理いただくこと（約款第6条）としておりますが、それらについて事実確認の必要があると認められた場合には、委託先は、取引先に対して、事実を証明するための報告及び資料の提出を行う様に依頼をする等、必要な協力を行うことについて、条項に追加致します。

<参考：業務委託契約約款（案）>（全約款対象）

（検査及び報告の徴収）

- 第14条 甲は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
- 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査
 - 二 その他甲が必要と認めた検査
- 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
- 一 実績報告書に記載されている研究開発の内容と支出した経費との整合性
 - 二 実施計画書と実績報告書の内容の整合性
 - 三 プラントの建設状況、機械装置等の製作状況及びこれらの運転、操作状況
 - 四 第6条に掲げる帳簿、書類
 - 五 その他甲が委託業務に関して必要と認める事項
- 4 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。
- 5～7（略）

（注）助成事業においても、同様の趣旨で交付規程への条文追加があります。